

第2章 フランス

第2章 フランス

第1節 社会的背景

1. 失業保険制度の設立の経緯、歴史的、思想的背景

フランスの失業保険制度は、労使代表の合意により定められた協定を政府が承認するかたちで成り立っている。国が主体となつて行う法定社会保障制度とは区別されたものであり、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L.111-1²⁴に規定されている法定の「社会保障（sécurité sociale）」には含まれず、法定外制度のひとつとして「社会保護（protection sociale）」制度の一部を担っている。

失業保険制度が欧州の主要国において創設された時期は 20 世紀前半である。イギリスでは 1911 年に、イタリアでは 1919 年、ドイツでは 1927 年、デンマークでは 1907 年、スウェーデンでは 1935 年に²⁵創設された。これに対してフランスにおいて強制加入を基本とする失業保険制度が創設されたのは 1958 年と比較的遅い。早い時期から工業化が進んだ英独と異なり、フランスでは農業中心の産業が 1930 年代まで維持されたことや、北欧と比較すると労働組合運動が組織的に弱いとともに、組合運動の目的が労働条件の改善よりも社会全体の根本的な変革を重視していたことなどが、その理由として挙げられる²⁶。20 世紀前半の失業保険に関する制度は、国や市町村が公的扶助として実施するものしか存在しなかった。1949 年に国際労働機関（ILO）の失業給付条約（非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約（第 44 号））を批准²⁷したことが契機となつて強制的な失業保険に関する制度の構築が進んでいった。

今日のフランスの失業保険制度は、1958 年 12 月 31 日の労使代表による合意²⁸に基づいて創設されたものである²⁹。この労使合意によって失業保険制度にあたる「全国商工業全職業的失業者特別手当制度³⁰」が設けられ、既存の公的扶助制度に接続された³¹。これ以降、労使間交渉による「失業保険協定」によって改定が繰り返され現在に至る。

²⁴ Code de la sécurité sociale, Article L111-1

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&idArticle=LEGIARTI000006740077&dateTexte=20140124>

以下、本稿におけるホームページ最終閲覧は 2014 年 5 月 28 日。

²⁵ 岡（2004）を参照。

²⁶ 大久保良香（1989）を参照。

²⁷ ILO ホームページ参照。

http://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312189

²⁸ Convention collective nationale interprofessionnelle est conclue le 31 décembre 1958

²⁹ これ以前にも 1905 年法に基づくコミュニン失業金庫による公的扶助の手当と現物給付によって対処するシステムは存在したが救済される失業者は限定的なものであった（都留（2000）p. 74、岡（2004）p. 9 参照）。

³⁰ Régime national interprofessionnel d'allocation spéciale aux travailleurs sans emploi de l'industrie et du commerce

³¹ 松村（2007）を参照。

2. 労働市場

(1) 求職者 (Demandeurs d'emploi) の分類について

フランスの失業率は 2013 年から 2014 年にかけて過去最悪の水準にある。政府が公表する失業に関する数値として、国立統計経済研究所 (INSEE : L'Institut national de la statistique et des études économiques) が四半期に 1 回発表する失業率と、雇用局 (Pôle emploi=公共職業安定所) が毎月発表する「求職者数」がある。

労働省の失業対策の基本となっている数値は、雇用局発表の求職者数である (フランスでは失業対策の基本となる数値として 5 種類の求職者数を念頭においている)。雇用局に登録された求職者は A～E の 5 つのカテゴリーに分類される³²。カテゴリー A の求職者とは、積極的に就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に一切の就労活動を行わなかった者を指す。カテゴリー A の求職者が「失業者 (Chômeur)」または「狭義の求職者」として扱われることが多い。カテゴリー B とは、積極的な就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に 78 時間以下の (一時的な) 就労をした者であり、1 カ月間に 78 時間を超える就労活動を行った者をカテゴリー C) の求職者としている。カテゴリー A～C の求職者は、1 カ月間に積極的に就職活動を行っていた求職者である。積極的な就職活動を行っていても、雇用局に求職者登録をすることが可能な場合がある。職業訓練中や病気療養中で無職の者は、積極的な就職活動を行っていても求職者登録が認められ、カテゴリー D と分類される。また、同様にある種の特種雇用契約を締結して就業している者などは、積極的な就職活動を行っていても求職者登録が認められ、カテゴリー E に分類される (図表 2-1 参照)。ILO などによる失業者の定義に従えば、カテゴリー B 及び C の求職者は就業実績があるため、カテゴリー D 及び E の求職者は積極的な就職活動を行っていないため、失業者には当てはまらない。

図表 2-1 求職者の定義 (カテゴリー A～E)

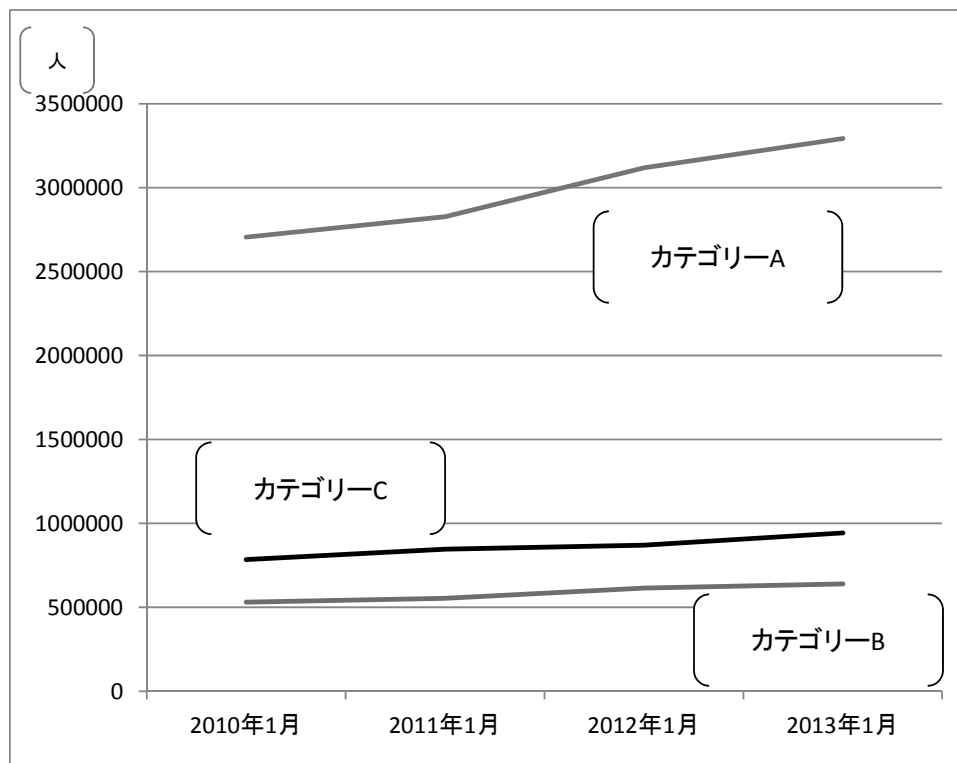
カテゴリー A	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に就業活動を一切行わなかった者。失業者 (Chômeur) または「(狭義の) 求職者」。
カテゴリー B	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に 78 時間未満就労した者。
カテゴリー C	積極的に就職活動を行っている求職者のうち、1 カ月間に 78 時間以上就労した者。
カテゴリー D	職業訓練中などで無職の状態にある求職者。
カテゴリー E	特種雇用契約等による就業中の求職者。

出所：雇用局ホームページを参考に作成

³² 2009 年の雇用局創設前までは 8 種類に分類していた。

最近の失業者数の推移を見ると、図表 2-2 に示したようにカテゴリー A、B、C ともに増加傾向にある。

図表 2-2 求職者数の推移（2010 年 11 月～2013 年 11 月）



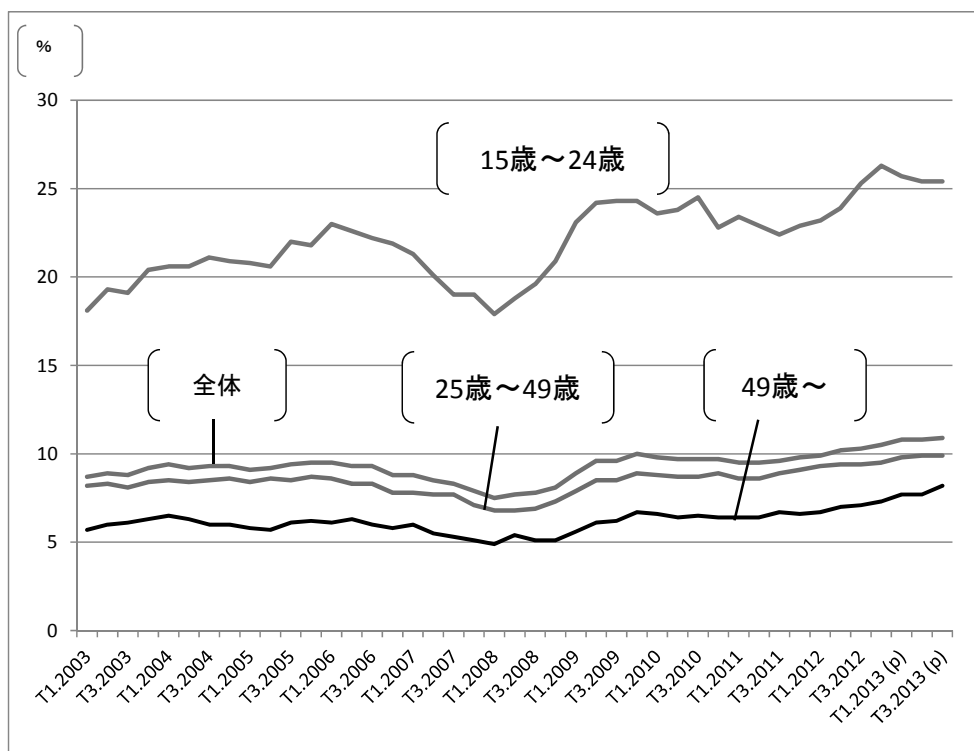
出所：雇用局公表資料より作成

(2) 雇用失業状況

年齢別にみた場合、若年の失業率が高いことが特徴として挙げられる。15歳から24歳の失業率が突出して高い（図表 2-3 参照）。また、長期失業者の割合は1年以上3年未満が40%を超え、3年以上では12%となっており、高い水準で微増傾向にある（図表 2-4 参照）。図表 2-4 は2012年1月以降の1年以上及び3年以上の失業者の割合を示したものであり、図表 2-5 及び図表 2-6 は2010年から2013年までの各年11月の失業者の失業期間別にグラフにしたものである（図表 2-5 は縦軸が人数、図表 2-6 は割合を示している）³³。

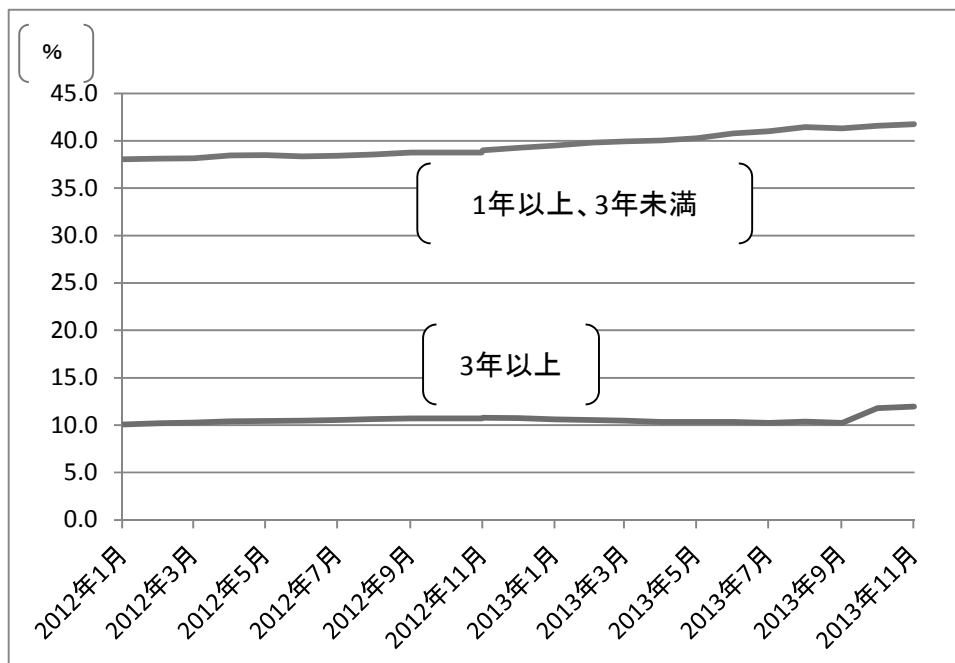
³³ カテゴリーAの求職者の休職期間が1年以上の者の割合について、過去の状況を振り返ると、1998年には4割近くに達していた。その後、景気回復や長期失業者（求職者）向けの雇用契約や職業訓練などの政策が功を奏したこともあり、この割合は低下して2002年9月に29.2%となった。しかしながら、その後は上昇に転じ2004年半ば以降は、30%を超える水準で推移している。

図表 2-3 年齢別失業率の推移 (2003年第1四半期～2013年第3四半期)



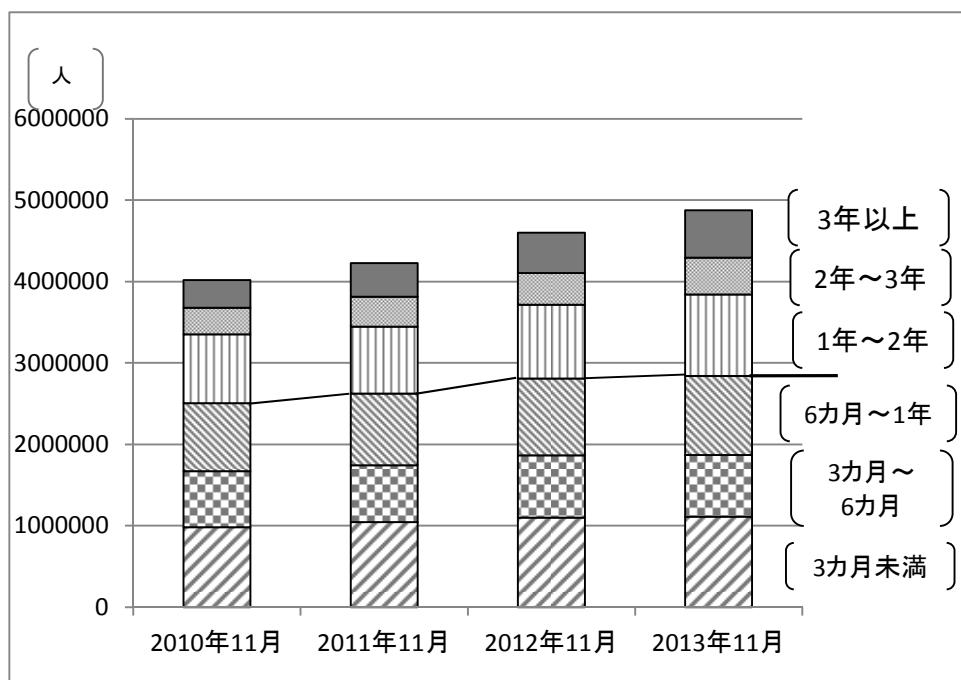
出所：INSEE 公表資料より作成

図表 2-4 長期求職者比率の推移 (2012年1月～2013年11月)



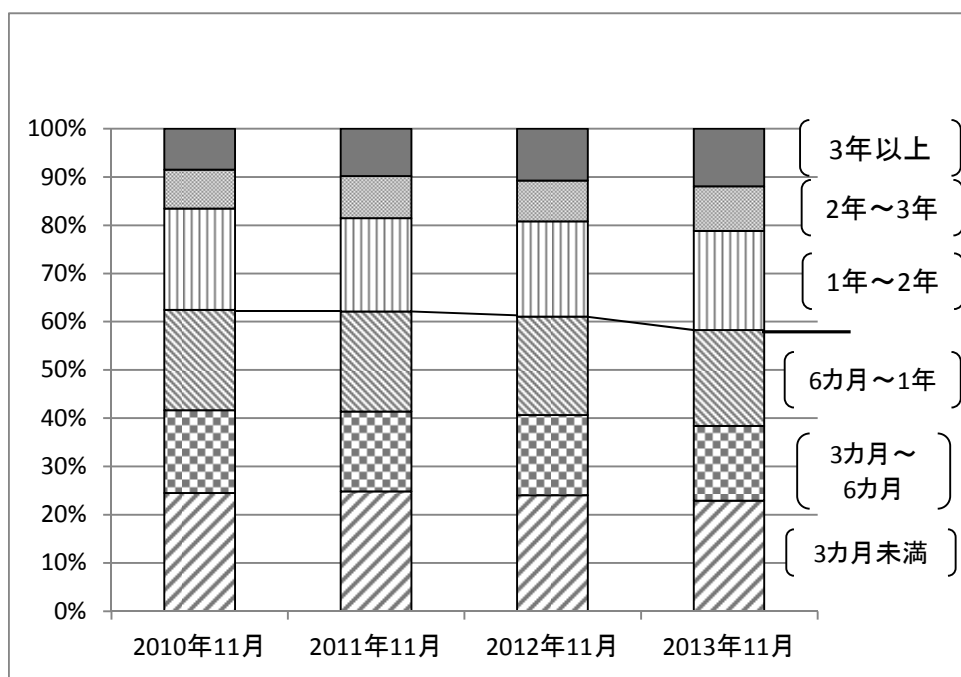
出所：雇用局公表資料より作成

図表 2-5 長期求職者数の推移 (2010年11月～2013年11月)



出所：雇用局公表資料より作成

図表 2-6 長期求職者数の推移 (2010年11月～2013年11月)



出所：雇用局公表資料より作成

第2節 失業保険制度

1. 失業の概念（完全失業者の定義等）

INSEE が用いている失業の定義は、ILO によって 1982 年に採択された国際的な定義であり、失業者は次の 3 つの条件³⁴を同時に満たしている生産年齢（15 歳以上）の者であるとされている。

- (a) 基準週の中に全く就業していない者
- (b) 15 日以内に仕事をはじめられる者
- (c) 積極的に求職活動を行っている者

2. 保険制度の変遷（近年の制度改革の動向）

ここでは 3 節で詳述する失業扶助（連帯制度）を含めた制度の変遷をまとめる。

1958 年の制度成立後、給付期間は 9 カ月（270 日）であったが、1963 年までの改正で最長 720 日（60 歳以上）まで延長された（50 歳以上は 609 日、50 歳未満は 365 日）。1967 年には国立雇用機関（ANPE : Agence nationale pour l'emploi = 公共職業安定所）が 7 月 13 日のオルドナンスにより、雇用省監督下に公的職業紹介を行う行政的公施設として創設された。また同年、手当の支給額に関する逡減制の原理が導入され、給付開始から 3 カ月は充実した給付内容とし、その後給付額を減額していくことになった³⁵。

高度成長が終わった 1970 年代後半から 1980 年代前半の時期において失業が増え続け（図表 2-7 参照）、その後失業保険制度の改定が繰り返されていく。

1979 年 3 月 27 日の協約では、失業増大を背景に失業保険と公的扶助が統合され単一制度として制度全体を失業保険で運営する仕組みができた。ただ、この単一制度は 1984 年までの短い期間のことである。1982 年には拠出金の引き上げに経営者側が反対したことによって、史上初めて労使交渉が合意に至らなかった。当時のミッテラン政権は同年 11 月 24 日のデクレを出すことによって、拠出金引き上げと給付期間の短縮等を実施した。

1984 年 2 月 24 日の協約では、失業手当が切れた失業者に国から手当を支給する「連帯制度」（Regime de solidarite）が設けられた。保険料に基づく失業手当（基本手当、AB : Allocation de base と権利終了手当、AFD : Allocation de fin de droits）と長期失業者などを対象とする連帯手当（連帯特別手当、ASS : Allocation de solidarite spécifique と社会参入（統合）手当、AI : Allocation d'insertion）の二本立ての仕組みは現在も存続している。

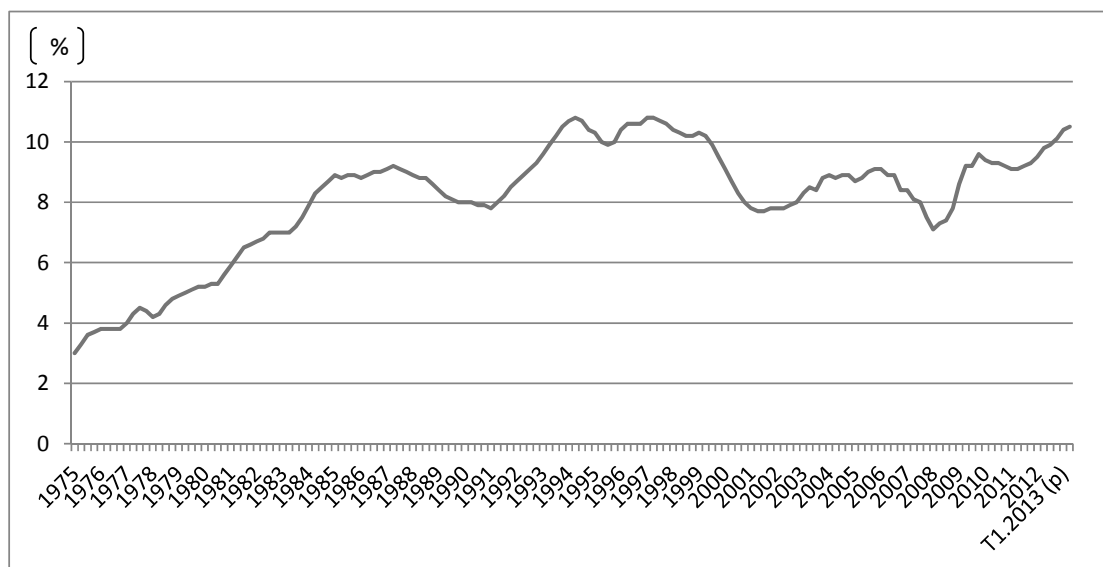
1980 年代以降は失業財政の悪化に対応するため、労使合意によって拠出率と労使分配率の改定が繰り返された。これらの改定によって 90 年以外は拠出率が引き上げられた。1992 年

³⁴ INSEE のホームページ参照。

<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/chomeur-au-sens-du-bit.htm>

³⁵ 中上（2005）参照。

図表 2-7 フランスの失業率の推移（1975年～2013年）



出所：INSEE 公表資料より作成

7月18日の協定に基づき、従来のABとAFDに代わって、支出抑制を目的とした「単一逓減手当」(AUD: Allocation unique dégressive)が創設された。これにより給付期間が大幅に短縮され、給付額逓減が開始される期間が遅らされることになった。その一方で逓減率は引き上げられ支給期間に応じて8から17%減額されることになった。

1990年代半ば以降になると、雇用政策が職場への早期復帰を奨励する方向に転換し、その中で失業保険制度も大幅に改定された。

2001年1月1日の改革では、労使合意のもと雇用復帰支援プラン(PARE: Plan d'aide au retour à l'emploi)が導入された。これは失業保険手当の支給と再就職活動の一体化を目的としており、受給者は給付機関である商工業雇用協会(ASSEDIC: Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce)との間にPAREを、職業紹介を行うANPEとの間に「個別行動プロジェクト(PAP: Project d'action personnalisé)」に関する契約を締結することになった。また、積極的な求職活動を行わない失業者に対して手当を削減する措置や、雇用復帰の際に給付される雇用復帰手当が設けられた。これと同時に失業手当の逓減原理の廃止で労使が合意した。

さらに2006年1月18日の協約では、早期の雇用復帰支援措置の強化などが規定された。また、PAREとPAPに替わるものとしてANPEとの間で受給者が作成する個別就職計画(PPAE: projet personnalisé d'accès à l'emploi)が導入された。

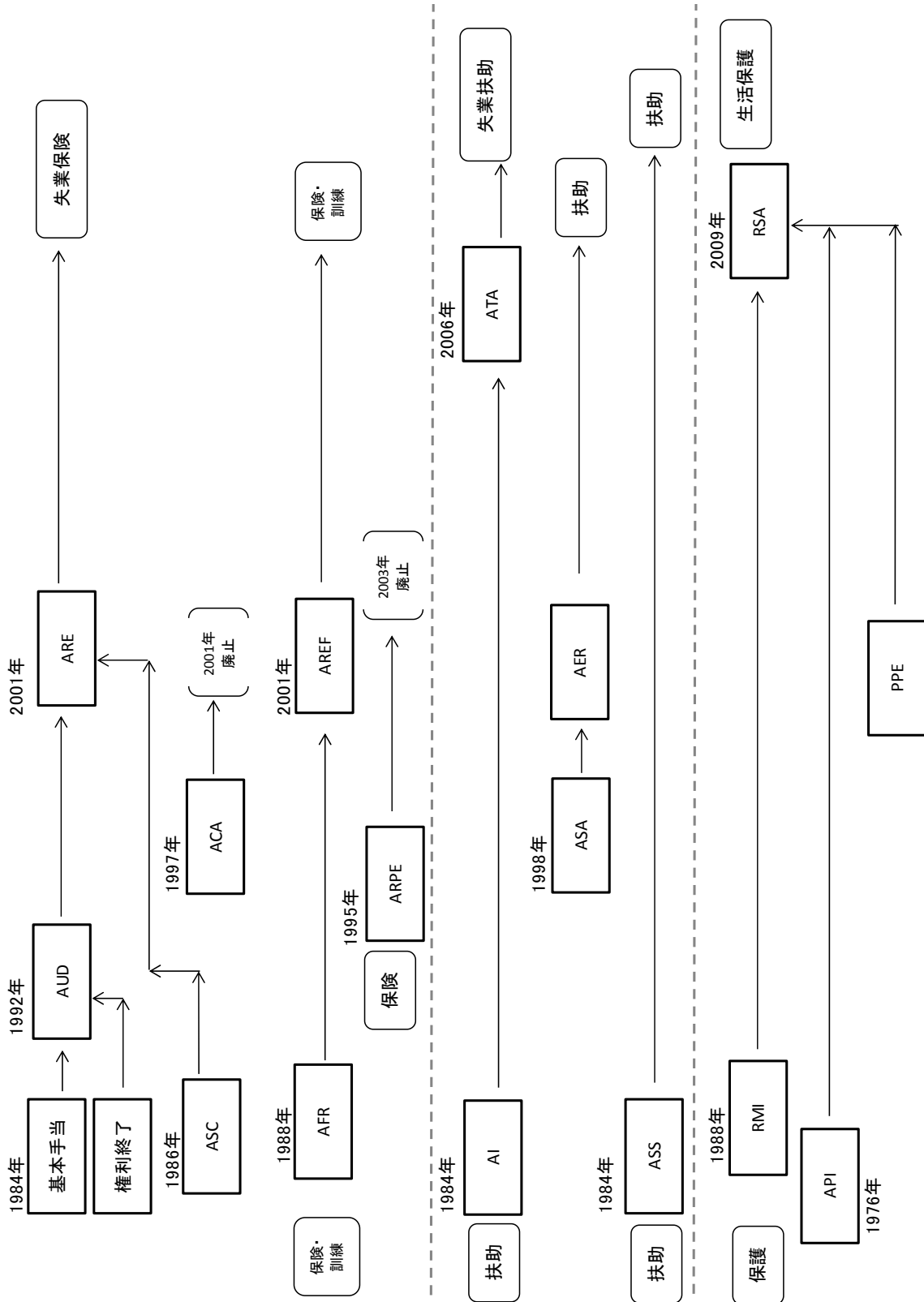
2011年3月25日の労使交渉では、傷病年金(Pension d'invalidité)との併給を認めることや、季節労働者の失業手当額算定方法の変更、失業保険制度の財政状態が改善された際の保険料率の引き下げ自動化など小さな改正にとどまり、制度の大枠に関しては従来そのまま維持されている(以上の失業保険制度の変遷をまとめたものが図表2-8、2-9である)。

図表 2-8 失業保険制度の変遷

1958年	強制的失業保険制度の導入。UNEDIC、ASSEDIC 創設。
1967年	国立雇用機関（ANPE）創設。7月、逓減制の原則導入。受給開始後3カ月から給付額の逓減。
1974年	失業保険制度の農業部門への拡大
1982年	労使合意に至らず政府によって11月24日のデクレ（政令）が出される。フランス経営者評議会により1958年の協約は破棄されたため、従前の協約の効力を暫定的に存続させるために政令により失業保険制度を維持。拠出金引き上げ、給付額引き下げ、給付期間短縮、待機期間設定が実施された。
1983年末	赤字100億フランに達する。
1984年	1月11日協約。保険制度と連帯制度の分離。保険制度として、基本手当（AB）と権利終了手当（AFD）を創設。連帯制度として連帯特別手当（ASS）と社会参入手当（AI）の設置。
1986年	協約により拠出金増額、手当の引き下げ、特別転換手当（ASC）（解雇された労働者の速やかな再就職を斡旋する目的、行政による解雇認可廃止による影響を予防する目的）創設（2001年7月1日廃止）。
1988年	訓練・再就職手当（AFR＝逓減しない手当＝2001年の協定でAREFへ）、社会参入最低所得手当（RMI）導入。失業保険財政16億フランの黒字。
1990年末	失業保険財政36億フランの黒字。
1992年	単一漸減手当（AUD）導入。これによりASSの手当受給者の増加が加速。
1992年末	失業保険財政245億フランの赤字。
1993年末	失業保険財政330億フランの赤字。
1995年	雇用代替手当（ARPE）導入（2003年1月1日廃止）
1997年	1月1日合意の協約によって、逓減制の原則を維持、逓減開始される時期4カ月から6カ月、高齢者失業手当（ACA）の創設（2001年廃止）。AFRの受給要件を制限。
1998年	6月 特定待機手当（ASA：Allocation spécifique d'attente）（ASSまたはRMIへの捕捉としての追加支給）創設（2001年協約によって退職相当手当（AER）へ代替）。
2000年	12月4日の協約によって、2001年7月以降に登録された求職者を対象として失業手当の逓減制を廃止＝AUDからARE（雇用復帰支援手当）へ。
2001年	ARE導入。雇用復帰支援プラン（PARE）、雇用復帰支援・訓練手当（AREF）導入。各種失業保険手当の統廃合＝ACAの廃止、AFRをAREFへ。
2003年	1月1日 雇用代替手当（ARPE）廃止。
2006年	待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）の導入。政治難民や留置者等、職務に基づく手当の支給が不可能な失業者に対する社会参入（統合）手当（AI：Allocation d'insertio）を引き継ぐ手当（2006年11月15日のデクレ）、個別就職計画（PPAE：Projet Personnalisé d'accès à l'emploi）の導入。
2009年	6月1日 RSA（積極的連帯所得手当）導入。RMIと連帯制度の「単親手当（API：Allocation de parent isolé）（1976年導入）」及び「雇用特別手当（PPE：Prime pour l'emploi）（2001年導入）」に代えて導入。

出所：中上（2005）、林ら（2003）、矢野（2008）などを参照して作成

図表 2-9 失業保険・失業扶助・生活保護手当の変遷



出所：松村（2007）、林ら（2003）、中上（2005）等を参照して作成

最近の失業保険制度改正をめぐる労使交渉は2014年1月から行われた。2014年には累計で220億ユーロの赤字を計上する見通しとなっているため、経営者3団体（MEDEF（＝フランス企業運動）、CGPME（＝中小企業総連盟）、UPA（＝手工業連合会））は収支改善を目的として失業率の変化に応じて給付額を連動させる仕組みや舞台芸術関連の不定期労働者向けの特別制度の廃止などを提案した。これに対して労組側は揃って反対するなど、抜本的な改革には至らずにいる。一連の交渉の結果、3月22日までに舞台芸術関連の労働者を対象とする保険料の引き上げや、退職金の金額に応じた失業保険待機期間の延長、高所得者を対象とした失業手当支給額の削減などを盛り込んだ労使合意が成立した。合意に至ったものの労組の間で共通認識があるとは言えない。今回の交渉ではCFDT（フランス民主労働総同盟）、CGT-FO（労働総同盟労働者の力）、CFTC（フランスキリスト教労働者同盟）が合意した一方で、CGT（労働総同盟）やCFE-CGC（管理職総同盟）は合意しなかった。フランスの失業保険制度は、本節4.で触れるように労使が共同管理運営する形をとっているために、労使関係の複雑なことが影響して制度の改正等における運営の難しさが露呈する場合がある。

3. 制度名・根拠法

図表2-9に示したように、過去の失業保険制度の下で手当には多種多様なものがあったが³⁶、現在支給されている最も代表的な失業手当は「雇用復帰支援手当」（ARE：Allocation d'aide au retour à l'emploi）と訓練・再就職手当（AFR：Allocation de Formation-Recalssement）である。後者は職業訓練に係るものであり、失業者を対象とした給付の受給者数には含まれていない。

根拠法は、労働法典L.5422-1条～L.5422-22及び2011年5月6日の労働協約³⁷である。制度の根底にあるのは労働協約であるが、失業手当の給付要件をはじめとする制度の基本的な枠組みは労働法典に規定されているため、労使による自由な協約というよりも法定の制度という性格が強い。1979年の協約が1984年の経済危機のとき、経営者団体によって一方的に破棄されたため、1984年3月21日のオルドナンスにより、法律上も独自の根拠規定を有するようになった。

³⁶ 過去あった手当については松村（2007）等を参照。廃止された後も従前の手当を受給する者が残っているため受給者として統計数値として掲載されているものの制度全体としての受給者数は少ない水準に留まっている。

³⁷ 雇用局のホームページ参照。

<http://www.pole-emploi.fr/candidat/les-conditions-d-attribution-de-l-aide-au-retour-a-l-emploi-@/suarticle.jspz?id=4128>

UNEDICのホームページ参照。

<http://www.unedic.org/article/convention-du-6-mai-2011-relative-l-indemnisation-du-chomage>

(1) 雇用復帰支援手当 (ARE : Allocation d'aide au retour à l'emploi) ³⁸

ARE は、現行の失業保険制度において基本となる手当であり、2001 年の労働協約によって導入された制度である。それまでの単一逓減手当 (AUD : Allocation unique dégressive) は支給期間が長くなるにつれて漸減する手当であったのに対し、ARE は給付期間を通じて支給額は変化しない手当である。失業率の悪化が深刻化するなか、受給者の再就職活動支援を強化する措置とともに、逓減制の原理に基づく AUD は廃止された。

(2) 訓練・再就職手当 (AFR : Allocation de formation-recalssement)

1988 年の協約によって創設された制度で AUD の受給者を対象とした手当である。AUD の受給開始から 6 カ月以内に評価・指導を受け、再就職のための訓練を受ける権利を認められた者を対象として AFR 受給の申請をした上で職業訓練を受けるというものである³⁹。

4. 管理運営組織

雇用局 (Pôle emploi) が失業保険制度の運営管理を行っている。雇用局は、職業紹介・求職者登録の機関であった国立雇用機関 (ANPE : Agence nationale pour l'emploi) ⁴⁰と、手当給付機関であった全国商工業雇用連合 (UNEDIC : Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce) 及びその地方機関の商工業雇用協会 (ASSEDIC : Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce) ⁴¹が統合することにより、2009 年 1 月 1 日に発足した組織である。

雇用局 (旧 UNEDIC) は、労働組合中央組織 (ナショナルセンター) と経営者団体が締結する全産業を対象とした労働協約に基づいて管理・運営されている。労組側として、フランス民主労働総同盟 (CFDT)、管理職総同盟 (CFE-CGC)、フランスキリスト教労働者同盟 (CFTC)、労働総同盟 (CGT)、労働総同盟労働者の力 (CGT-FO) の 5 つの組織が、使用者側としてフランス企業運動 (MEDEF)、中小企業総連盟 (CGPME)、手工業連合会 (UPA) の 3 つの組織が運営に携わっている。会長には労使のメンバーが 2 年ごとに交互で就くことになっている。

2014 年 1 月からの運営体制は以下のとおりである⁴²。

³⁸ 政府公共サービスサイト等参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1447.xhtml>

<http://www.unedic.fr/article/allocations-chomage-are>

<http://www.unedic.fr/article/allocation-d-aide-au-retour-l-emploi-are-moins-de-50-ans>

<http://www.emploi.gouv.fr/thematiques/retour-a-lemploi-indemnisation>

³⁹ AFR は、松村 (2007) によると廃止済みとされているが、2014 年 1 月に確認したところ、9 万人強が受給者数とされている。廃止以前の受給者が残存しているのか、新たに設けられた制度なのかは未詳。

⁴⁰ 1967 年 7 月 13 日のオールドナンスにより、雇用省監督下に公的職業紹介を行う行政的公施設として創設された。

⁴¹ UNEDIC と ASSEDIC は、1901 年職業組合法に基づいて 1958 年に設立された、労使同数代表主義による民間の非営利組織 (アソシエーション) である。

⁴² UNEDIC ホームページ参照 (<http://www.unedic.org/article/le-bureau-de-l-unedic>)。

会長 (Présidente) : Patricia Ferrand, CFTD

第一副会長 (Premier vice-président) : Jean-François Pilliard, MEDEF

第二副会長 (Deuxième vice-président) : Yves Razzoli, CFTC

第三副会長 (Troisième vice-présidente) : Geneviève Roy, CGPME

財務担当 (Trésorier) : Patrick Liébus, UPA

財務担当アシスタント (Trésorier adjoint) : Franck Mikula, CFE-CGC

監査役 (Asseseurs) : Stéphane Lardy, FO – Denis Gravouil, CGT – Eric Le Jaouen,
MEDEF – Dominique Tellier, MEDEF

5. 適用対象 (加入資格要件)

民間企業の全被用者を対象とする強制加入である。公務員は適用対象に含まれない。なお、公務員以外の公共部門における被用者については、雇用が保証されていることから失業保険制度に加入していないが、失業した場合には失業保険制度に加入する民間企業の被用者と同じ基準に従って、雇用主から所得保障を直接受けることができる (L.5424-1 条)。

1958 年の強制的失業保険制度成立後も、しばらくは強制適用範囲が商工業部門に限定されたものであった。1967 年、アルジェリア戦争による帰国者や経済的理由による解雇者の増加を契機として、オルドナンスによって公務員を除く全産業被用者に適用対象が拡大された⁴³。

適用対象数は、2010 年 12 月 31 日の時点 (2012 年 10 月公表の数値) で 1638 万 3,157 人、158 万 6,133 事業所である⁴⁴。

6. 受給資格要件

受給資格は以下のとおりである⁴⁵。

(a) 失業保険制度に一定期間加入

50 歳未満 : 離職直前 28 カ月間で 122 日 (610 時間) 以上

50 歳以上 : 離職直前 36 カ月間で 122 日 (610 時間) 以上

(b) 非自発的失業者であること

(c) 就労活動に必要な身体能力があること

(d) 雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること

(e) 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること (再就職活動の指針となる「個別就職計画 (PPAE : Projet personnalisé d'accès à l'emploi)」に従って行うこと)

⁴³ 都留 (2000) (p.89) 等を参照。

⁴⁴ Le Précis de l'Indemnisation du chômage, Unédic, p. 26
http://www.unedic.org/sites/default/files/precis_2013.pdf

⁴⁵ 雇用局のホームページ参照。
<http://www.pole-emploi.fr/candidat/les-conditions-d-attribution-de-l-aide-au-retour-a-l-emploi-@/suarticle.jspz?id=4128>

(f) 原則として、60歳未満であること

なお、受給資格に関する最近の動向として2013年6月に成立した「雇用安定化法」⁴⁶が制定された関係で、繰り返し失業した場合の失業保険再受給要件が緩和されたことが挙げられる。失業保険手当の受給可能期間を残して再就職し、数カ月就業した後、再び失業した場合にも失業保険制度の失業手当の受給権が生まれることになった。失業手当を満額受給するために敢えて再就職を遅らせることを防ぐと同時に、失業保険の受給権の拡大にもつながるとされている。

7. 保険制度（手当）ごとの受給者数

失業保険及び失業扶助関連の手当ごとの2014年1月現在、公表されている直近の受給者数を示したものが図表2-10である。

図表2-10 失業保険等給付受給者数（2013年10月時点、単位：人）

ARE (Allocation d'aide au retour a l'emploi : 雇用復帰支援手当)	2,251,000
Solidarité (連帯制度) 合計	487,500
ASS (allocation de solidarite specifique : 連帯特別手当)	414,000
ATA (Allocation temporaire d'attente : 待機一時手当)	51,000
AER (Allocation equivalent retraite : 退職相当手当) 等	16,200
Formation (職業訓練給付受給者) 合計	229,100
AFR (Allocation de formation-recalssement : 訓練・再就職手当)	93,700
RSP (Réserve spéciale de participation : 特別参加割当) 等	1,700
訓練以外の失業保険・失業扶助給付受給者	2,738,500
訓練を含む全ての失業保険・失業扶助給付受給者	2,970,200

出所：雇用局資料より作成⁴⁷
(合計数は記載されている以外の手当を含めた数)

⁴⁶ 「Loi relative a la securisation de l'emploi」のこと。内容については当機構のホームページ海外労働トピック2013年8月を参照されたい。

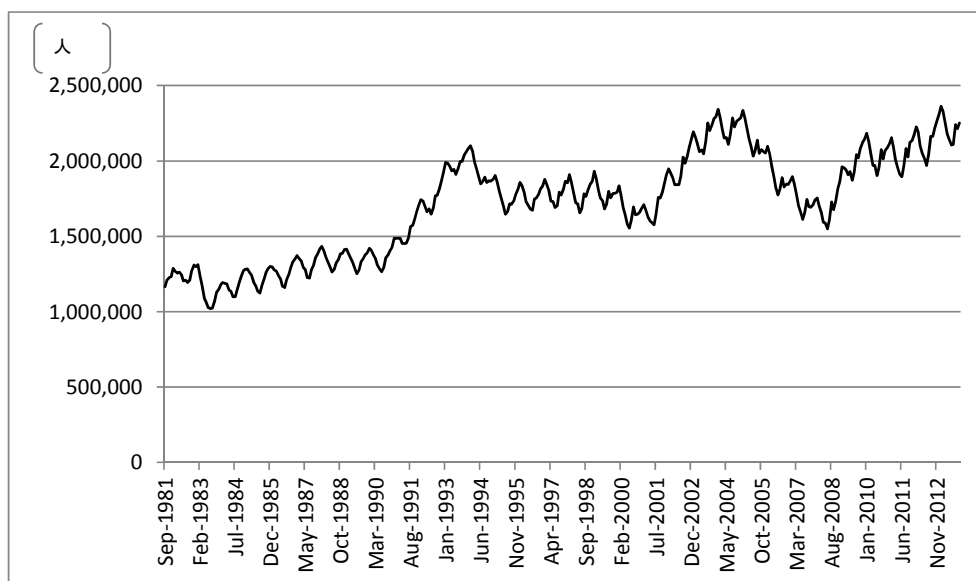
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_8/france_01.htm

⁴⁷ 雇用局ホームページ参照。

<http://www.pole-emploi.org/statistiques/selectionstatistique>

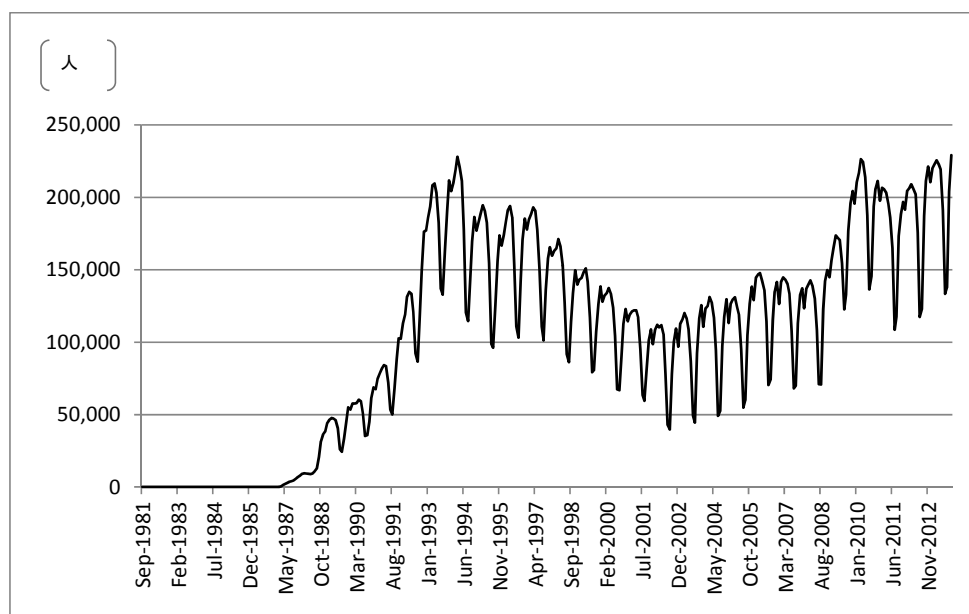
雇用復帰支援手当（ARE）と前身の単一通減手当（AUD）等失業保険手当の受給者数は増加傾向にある。1981年以降のデータについて、1983年7月には101万9,000人であったが、その後増加し、1993年12月には208万4,000人に達した。その後の動きとして、2000年6月には155万4,000人、2004年2月228万9,000人、2005年1月233万4,000人、2008年6月154万9,000人、2013年1月236万3,000人となっている（図表2-11参照）。

図表2-11 失業保険受給者数推移（1981年9月～2013年10月）



出所：雇用局資料より作成

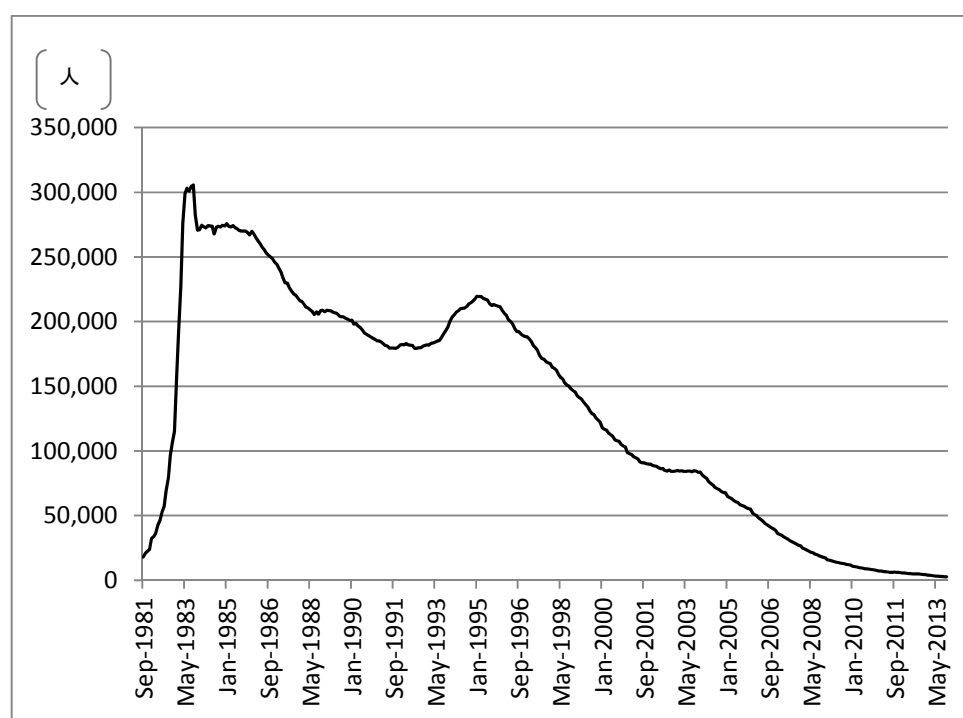
図表2-12 失業保険制度による訓練手当受給者数推移



出所：雇用局資料より作成

失業保険等に関する制度は後に詳述するように保険制度とともに失業扶助（連帯制度）があるが、ともに訓練に係る手当（主に、AFR：Allocation de formation-recalssement：訓練・再就職手当、RSP：Réserve spéciale de participation：特別参加割当）がある。1980年代後半以降、訓練に係る手当受給者が増加し（図表2-12参照）、一方でかつてあった退職手当（失業扶助）の受給者は減少していった（図表2-13参照）。失業保険を満了した失業者が、失業扶助としての連帯制度に基づく手当を受給することになるが、失業給付が継続している状態で職場への復帰が可能となるようにする目的をもちつつ、職業訓練を受講するように誘導する政策意図が反映されているとみてとれる。

図表2-13 退職相当手当等受給者数推移（1981年9月～2013年10月）



出所：雇用局資料より作成

8. 支給期間（算定基礎等）

支給期間は原則として以下のとおりである。

- (a) 50歳未満：4カ月（122日）～24カ月（730日）
- (b) 50歳以上：4カ月（122日）～36カ月（1,095日）
- (c) 60歳以上の受給者で、老齢年金を拠出期間不足で満額受給できない者は、最長65歳4カ月まで受給可能

9. 支給額（算定基礎、給付水準）

支給額は従前賃金に対する比率として決まる。給付額（日額）は離職前の賃金（月額）及び勤務形態（フルタイム、パートタイム、季節労働等）に基づいて算定される。

フルタイム労働者の場合、ARE は①基準日額（SJR : Salaire journalier de référence）の 40.4%+固定部分（11.64 ユーロ）、② SJR の 57.4%、のいずれか高い方である。ただし、ARE の日額は 28.38 ユーロを下回ってはならず、同時に SJR の 75%を超えてはならない。つまり、ARE は SJR の 57.4%以上 75%以下の範囲内ということになる。

フルタイム労働者の一般的な場合を示したものが以下のとおりである⁴⁸。

- (a) 1,135 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 75%
- (b) 1,135～1,243 ユーロ未満：支給額（日額）は、28.38 ユーロの定額（月額換算では、829.8 ユーロ）
- (c) 1,243～2,054 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 40.4%+11.64 ユーロ
- (d) 2,054～12,344 ユーロ未満：支給額（日額）は、離職前の賃金（月額÷30日）の 57.4%

（2013年9月現在）

パートタイムで就労していた労働者や季節失業者は、その勤務時間数に応じて、定額の支給額の一部や最低支給額が削減される。

なお、職業訓練を受けている求職者は雇用復帰支援・訓練手当（AREF : Allocation d'aide au retour a l'emploi formation）が支給される。AREF の額は ARE の額と同様に下限が設定されており、20.34 ユーロを下回ってはならない⁴⁹。

支給水準については特に高所得者層に対する支給額が高いという点が、経済協力開発機構（OECD）等によって指摘されている⁵⁰。実際にスウェーデンやデンマークと比較してみると、為替の影響や購買力の違いがあるために単純な比較はできないものの、低所得者ではそれほど相違ないのに対して、高額所得者の給付額が高い水準にあることがわかる。

10. 平均支給額

支給額の算定条件は以上のとおりであるが、旧 UNEDIC によって失業手当の平均支給額

⁴⁸ UNEDIC のホームページ参照。

<http://www.unedic.org/article/allocation-d-aide-au-retour-l-emploi-are-moins-de-50-ans>

⁴⁹ 政府公共サービスサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1447.xhtml>

⁵⁰ OCDE, 2014 等を参照。

に関する統計が公表されている⁵¹。2013年5月2日に公表された2011年末時点の数値として、失業手当の平均支給額、月額1,055ユーロであり、就労時に得ていた給与水準（手取り）の69%に相当する。この割合は、従前の賃金が低かった者ほど高く、高かった者ほど低くなる。法定最低賃金（SMIC）での就労者の場合は78%である一方で、月額手取り4,000ユーロを超える者は50%程度にまで低下する。

なお、失業手当受給者の51%は有期契約又は派遣契約の終了に伴い失業登録をした者であり、解雇後に登録をした者は全体の3分の1程度となっている。若年者の場合は、75%程度が「有期契約又は派遣契約の終了に伴う登録者」となっている。就労期間については、「2年超」が46.7%、「1年以下」が約33%となっている。さらに、学歴による特徴として失業手当受給者の55%が高校卒業資格（バカロレア）の非取得者となっているのに対して、就業中の者でこの層が占める割合は22%に過ぎない。

11. 就労による所得との併給

ARE受給者は、1カ月に110時間を超えない一時的で限定的な就労をする場合、手当を受給し続けることができる。複数の職に就いていた者がその一部を失った場合、失職した職業で得ていた月収の70%を超えない収入であれば、残りの仕事を続けながら、手当を全額受給できる。ただし、AREの支給額は、失った職業の賃金を基準に算出される。なお、就労しながらの手当の受給は、支給期間の範囲内で15カ月間を限度とされている⁵²。

12. 支給額逓減制の有無

1967年の協約により手当支給額の逓減制の原理が導入された。1992年の協約により創設された単一逓減手当（AUD）にも手当の逓減給付の仕組みが引き継がれたが、2001年の制度改定で廃止された。

(1) 経営者団体からの要求

最近の動きとして、逓減制の復活を含めた支給の減額の検討が労使協議の遡上に挙がっている（2013年9月10日の報道によると、労働大臣は導入を否定している）。経営者団体MEDEFが失業手当給付額の逓減制導入を要求したことにより、失業保険を巡る労使交渉の開始時期が同年12月以降に延期されたことなど、波乱含みの交渉になると指摘する報道が見られる⁵³。

⁵¹ UNEDIC のホームページ参照。

<http://www.unedic.org/node/6546>

<http://www.unedic.org/actualite/qui-sont-les-allocataires-indemnisés-par-l-assurance-chomage-une-etude-de-l-unedic-6535>

<http://www.unedic.org/publication/rapport-indemnisation-nette-salaire-net>

⁵² 政府公共サービスサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F1465.xhtml>

⁵³ La Tribune 紙、2013年9月11日付を参照。

(2) 欧州委員会による仏政府への構造改革に関する勧告

欧州委員会は 2013 年 5 月 29 日、仏政府の財政運営に対する勧告を公表した。その中に財政赤字削減の取り組みの一つとして失業保険手当支給の逡減制導入等を求める内容が含まれていた。

欧州委は財政赤字の削減目標（対 GDP 比 3%以内）の達成に 2 年間の猶予を認めた上で、一連の構造改革の実行を求める内容となっている。特に、年金改革について 2020 年までに退職年限の 62 歳超への引き上げ、年金拠出期間の延長などの見直しなどを勧告するとともに、労働コストの引き下げ、税制の簡素化・合理化、失業保険制度の改革（手当支給額の逡減制導入など）といった一連の取り組みを求めている。その一方でオランダ大統領は改革の内容や日程を決めるのは国の権限に属すると述べた上で、欧州委の発表はあくまでも勧告に過ぎず、主導権を握るのは政府だと強調することに努めた⁵⁴。

13. 支給規模（年間支給総額）

ARE 等失業保険に関する手当の支出総額は、2012 年には 291 億 9100 万ユーロである。その他支出を含めた支出総額が 351 億 9300 万ユーロに対して、保険料等の収入は 324 億 6600 万ユーロで、27 億 2700 万ユーロの赤字となっている。過去からの累積赤字は 137 億ユーロにのぼり、2014 年予算では 221 億 4400 万ユーロの赤字を見込んでいる⁵⁵。

14. 財源

財源は労使による保険拠出による。2014 年 1 月現在、保険料は総賃金の 6.4%であり、そのうち被用者負担が 2.4%であるのに対して、雇用主負担が 4.0%となっている⁵⁶。

(1) 非正規労働者の雇い入れの場合の保険料率

2013 年 6 月に雇用安定化法が成立したことに伴い、非正規労働を対象とした失業保険料率が引き上げられた。期限の定めのない雇用の促進を目的とするものである。安定的な雇用、すなわち期限の定めのない雇用（CDI: Contrat a duree indeterminee）を促進するために、期限の定めのある雇用（CDD: Contrat a duree determinee）に対して、失業保険の拠出が 75%上乘せされることになった⁵⁷。

⁵⁴ Les Echos 紙、2013 年 5 月 30 日付を参照。

⁵⁵ UNEDIC 財務報告書参照。

http://www.unedic.org/sites/default/files/unedic_note_equilibre_technique_janv2014_0.pdf

⁵⁶ UNEDIC, Le précis de l'Indemnisation du chômage, AssurAnce chômage, DAJ 740 - octobre 2012, p. 15
http://www.unedic.org/sites/default/files/precis_2013.pdf

⁵⁷ 雇用政策・公共職業訓練に関する政府サイト参照。

<http://www.emploi.gouv.fr/dispositif/modulation-des-contributions-a-l%E2%80%99assurance-chomage>

第3節 失業扶助制度

1984年1月11日協約によって、保険制度と連帯制度（扶助制度）が分離された。連帯制度は、全額国庫負担されており、規則制定などの制度管理は政府が行い、事業の管理運営については、失業保険制度と同様に雇用局が行っている。失業保険制度に基づく手当（ARE）の受給期間を満了した者など、特に困難な状況に置かれている求職者に対して支給される。連帯制度の代表的な手当に連帯特別給付（ASS：Allocation de solidarité spécifique）がある。なお、連帯制度の手当は、課税所得扱いとなるが、最低賃金（SMIC）以下であるため、社会保障債務返済税（CRDS：Contribution au remboursement de la dette sociale）は免除され、一般社会保障税（CSG：Contribution sociale généralisée）も徴収されない。

1. 制度名・根拠法

失業保険手当の受給期間終了後も再就職できない長期失業者や、受給権利のない者などを対象とする連帯制度（Régime de solidarité）として、連帯特別手当（ASS：Allocation de solidarité spécifique）、待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）、退職相当手当（AER：Allocation équivalent retraite）が設けられている。根拠法は、労働法典 L.5423-1条～L.5422-33である。

(1) 連帯特別手当（ASS：Allocation de solidarité spécifique）

最も基本となる失業扶助制度が連帯特別手当である。本稿ではこのASSについて受給要件、受給期間等を第3節2.以降で詳述する。

(2) 待機一時手当（ATA：Allocation temporaire d'attente）

待機一時手当（ATA）は、政治難民や亡命者、刑期終了者、留置者、国外で就業した後に帰国した者（職務に基づく手当の支給が不可能な失業者）など、失業保険制度でカバーされない者を対象としている⁵⁸。この制度は、以前あった社会参入（統合）手当（AI：Allocation d'insertion）⁵⁹を引き継ぐかたちで2006年に導入された（2006年11月15日のデクレ）。AIは、1984年に失業保険手当の受給資格の無い者に支給されていた定額給付（Allocation forfaitaire）を再編するかたちで、ASSとともに連帯制度の枠内に創設された手当である。

⁵⁸ 政府公共サービスサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F16118.xhtml>

政府公共政策・職業訓練関連サイト参照。

<http://www.emploi.gouv.fr/dispositif/allocation-temporaire-dattente-ata>

⁵⁹ AIの主要な対象は、①26歳未満の新規求職者又は3カ月未満の短期就労経験者、②5年以上の就労経験が無い母子世帯であったが、1988年に創設された社会参入最低所得手当（RMI：Revenu minimum d'insertion）を理由に、92年7月にこの2つの条件が外された。以降、AIは刑期終了者、帰国者、無国籍者、亡命者、難民などの特殊な失業者のみを対象とする手当となり、こうした人々が一時的に受けられる手当として2006年にATAとして再編された。

(3) 退職相当手当 AER (Allocation équivalent retraite)

退職相当手当 (AER) は公的年金制度に 160 四半期分 (40 年間) 拠出してきた 60 歳未満の者を対象に、年金受給開始 (60 歳に達する) まで最低限の収入を保障するものだが、2008 年予算法案により、2009 年 1 月 1 日に廃止することが決定した。

しかし、経済危機対策及び労組の強い要望により、2009 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間限定で、特定の条件を満たす者に対してのみ新規の申請が認められ (2009 年 5 月 29 日のデクレ)、2010 年 1 月 1 日に正式に廃止となった⁶⁰。廃止以前からの受給者が 2013 年 10 月現在、1 万 6,000 人程度いる。

2. 制度設立の経緯 (近年の制度改革の動向)

第 2 節 2. にも記述したとおり、連帯制度が創設されたのは 1984 年である。1974 年のオイルショック以降、不況にみまわれ、それまでの 1% 台であった失業率が 68 年には 2.6% まで上昇した。その後は 2% 台を維持してきたが、オイルショック後の 75 年には 4.1% に急上昇し、その後も増加し続けた。79 年には 5.9% に達し、80 年代に入っても経済状況は改善せず、82 年には 7.3% に達した。失業者数の急増を背景として、1984 年に労使拠出による保険制度と国が負担する連帯制度とに明確に分離する改革が実施された。保険受給期間が終了した長期失業者を対象とした連帯特別手当 (ASS) が、連帯制度の枠内で創設された。

3. 管理運営組織

管理運営は失業保険制度と同様、雇用局が行っている。繰り返しになるが、ASS は全額国庫負担により賄われていることもあり、規則制定などの制度管理は政府が行っている。事業の管理運営については、失業保険制度と同様雇用局が行っている。

4. 適用対象 (受給資格要件)

ASS の適用対象は失業保険手当給付の支給期間を満了した長期失業者であり、積極的に求職活動をしており、かつ失業前の 10 年間に 5 年以上に渡り就業活動に従事していた者などである。

5. 支給期間 (算定基礎等)

ASS の支給期間は原則 6 カ月間だが、60 歳に達するまで更新可能である。60 歳以上の受給者で、老齢年金を拠出期間不足で満額受給できない場合には、最長 65 歳まで ASS を受給できる。また、この ASS は就労しながらでも受給が可能であり、求職活動を積極的に行う必要がある。かつて一部の受給者に求職活動を免除する規定があったが、2012 年 1 月 1 日

⁶⁰ 政府公共サービスサイト参照。
<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F13929.xhtml>

廃止された。

更新する場合には、収入条件や求職活動の実施条件に適合するか否か認定審査が6カ月ごとに実施される。

6. 支給額（算定基礎、給付水準、世帯の家族状況による給付内容の違いの有無と内容）

ASSの支給額は2014年1月8日現在483.3ユーロ（月額）であるが、世帯の収入が一定額を超える⁶¹と減額され、世帯の収入が1,127.7ユーロ（一人世帯の場合）または1,772.1ユーロ（カップル世帯）を超えると手当の受給権を失う。支給額は、世帯収入に応じて決まる⁶²。

単身者の場合は以下のとおり。

- (a) 月収 644.40 ユーロ未満：483.30 ユーロ（月額）
- (b) 月収 644.40～1,127.70 ユーロ未満：1,127.70 ユーロと収入の差額（月額）
- (c) 月収 1,127.70 ユーロ以上：給付ゼロ

夫婦・カップルの場合は以下のとおり。

- (a) 月収 1,288 ユーロ未満：483.30 ユーロ（1人当たり）
- (b) 月収 1,288～1,772.10 ユーロ未満：1,772.10 ユーロと収入の差額
- (c) 月収 1,772.10 ユーロ以上：給付ゼロ

（2014年1月8日現在）

7. 扶助制度（手当）ごとの受給者数

失業扶助関連の手当ごとの受給者数を示したものが図表2-14である。

⁶¹ ここで言う収入とは、配偶者の収入や不動産収入、有価証券売却収入、利子収入などの合計のこと。一定額とは一人世帯の場合、644.4ユーロ、カップル世帯の場合1,288ユーロ。カップル世帯について、フランスでは共同生活を営む非婚姻カップルを対象として、税控除や遺産相続、年金・保険給付など夫婦の権利の一部を認めるボックス（Pacs : Pacte civil de solidarité : 連帯市民契約）制度がある。このボックスは同性カップルでも利用可能である。なお、世帯の分類における「カップル」は一般的には夫婦を指すが、同性のカップルでも夫婦世帯に準ずる扱いを受けることのできる現状を考慮して、「カップル世帯」という表現を使っている。

⁶² 政府公共サービスサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F12484.xhtml>

図表 2 - 14 失業扶助給付受給者数 (2013 年 10 月時点)

Solidarité (連帯制度) 合計	487,500
ASS (Allocation de solidarite specifique : 連帯特別手当)	414,000
ATA (Allocation temporaire d'attente : 待機一時手当)	51,000
AER (Allocation equivalent retraite : 退 職相当手当) 等	16,200
Formation (職業訓練給付)	
RSP (Réserve spéciale de participation : 特別参加割当)	1,700

出所：雇用局資料より作成

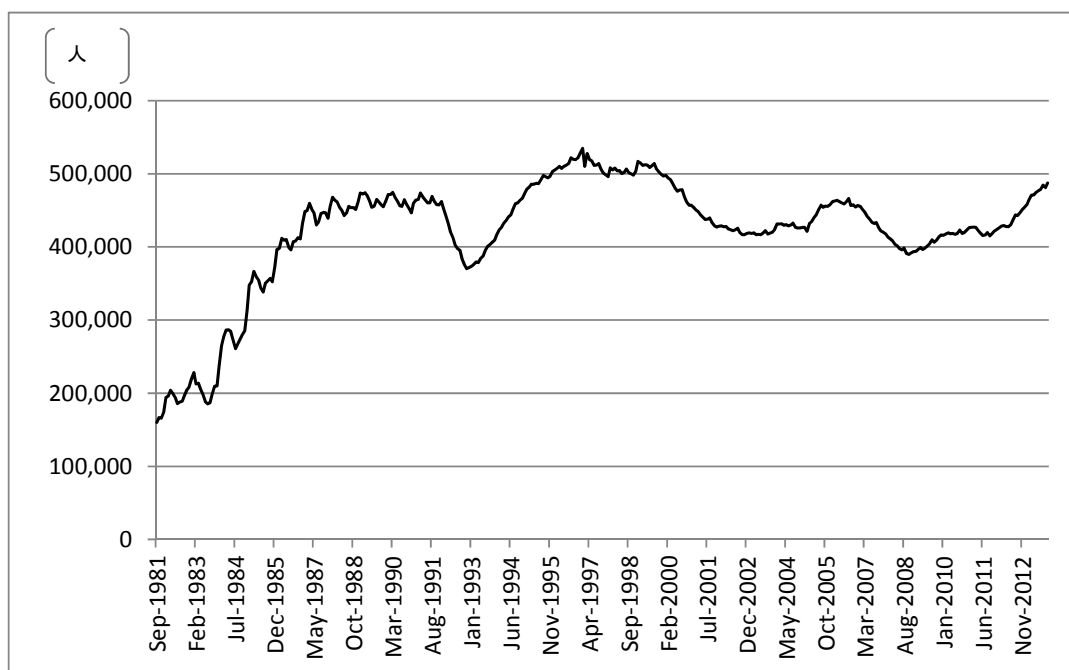
(合計数は記載されている以外の手当を含めた数)

失業扶助受給者数は 1980 年代から急激に増加し、現在は 40 万人から 50 万人程度で推移している (図表 2 - 15 参照)。

8. 財源

ASS は全額国庫負担により賄われている。

図表 2 - 15 失業扶助受給者数推移 (1981 年 9 月～2013 年 10 月)



出所：雇用局資料より作成

9. 併給の有無と内容（就労による所得との併給）

ASS は、再就職後も受給が可能である。月の就労時間が 78 時間未満の雇用労働に就いた場合、ひと月の収入が 805.29 ユーロ未満ならば、最初の 6 カ月間は、就労による収入と手当の受給は完全に併用できる。7 カ月目以降 12 カ月までは月収を 15.90 で割った値の 40% 分が支給額から削減される。ひと月の収入が 805.29 ユーロ以上であれば、最初の 6 カ月間は、総収入の 805.29 ユーロを超える分について、16.11 ユーロで割った値の 40% 分については支給されない。すなわち、月収入が 950 ユーロの場合、805.29 ユーロとの差額が 144.71 ユーロである。144.71 ユーロを 16.11 ユーロで割った値の 40% 分、3.59 ユーロ分が ASS 支給額から減額される。7 カ月目以降 12 カ月までは月収を 16.11 で割った値の 40% 分が支給額から削減される。

また、月 78 時間を超える 1 つ若しくは複数の雇用労働又は非雇用労働（起業又は自営業の再開）を行う場合、12 カ月で就労時間が 750 時間までであれば、仕事を開始してから最初の 3 カ月間は、仕事による収入と ASS を完全に併用でき、その後 9 カ月間は ASS の月額から仕事による収入分が天引きされるが、毎月 150 ユーロの特別手当が支給される⁶³。

第 4 節 その他関係制度

1. 公的扶助制度（生活保護：積極的連帯所得手当（RSA））⁶⁴

失業保険、失業扶助ともに受給権のない者は、生活保護制度を利用することが可能である。ここでは RSA の支給水準、支給条件等は割愛するが、制度の趣旨や受給者数の推移、政策課題について検討する。

積極的連帯所得手当（RSA : Revenu de solidarité active）がフランスにおける生活保護制度に相当する。RSA は、雇用を得てからも一定の収入を保証する給付制度で、生活保護者の就労意欲を向上させることや、増加傾向にある貧困労働者（ワーキングプア）数を減少させることを主な目的としている。この手当受給者は健康保険診療の無料化や住民税の免除、公共交通機関の交通費や電気・電話代など公共料金の割引等の恩恵を受けることもできる。逆に、手当受給者に社会参入（就業）の意思が見られない場合、手当の支給が停止されることもある。手当受給者となった場合、社会参入の意思を表明することを目的として、日常生活を改善するための行動計画（家計の管理、社会復帰に必要な健康管理、住居の改善や確保など）や職業訓練、就職活動の方針などを明記した「社会参入契約：Contrat d'insertion」を策定・締結しなくてはならない。ただ、失業者のみを対象とした制度ではない。

かつて経済的および社会的な自立を目的として、最低限度の所得を保障するとともに手当

⁶³ 政府公共サービスサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F12484.xhtml>

雇用局ホームページ参照。

<http://www.pole-emploi.fr/candidat/allocation-de-solidarite-specifique-ass-@/suarticle.jspz?id=4082>

⁶⁴ 政府公共サービスサイト参照。

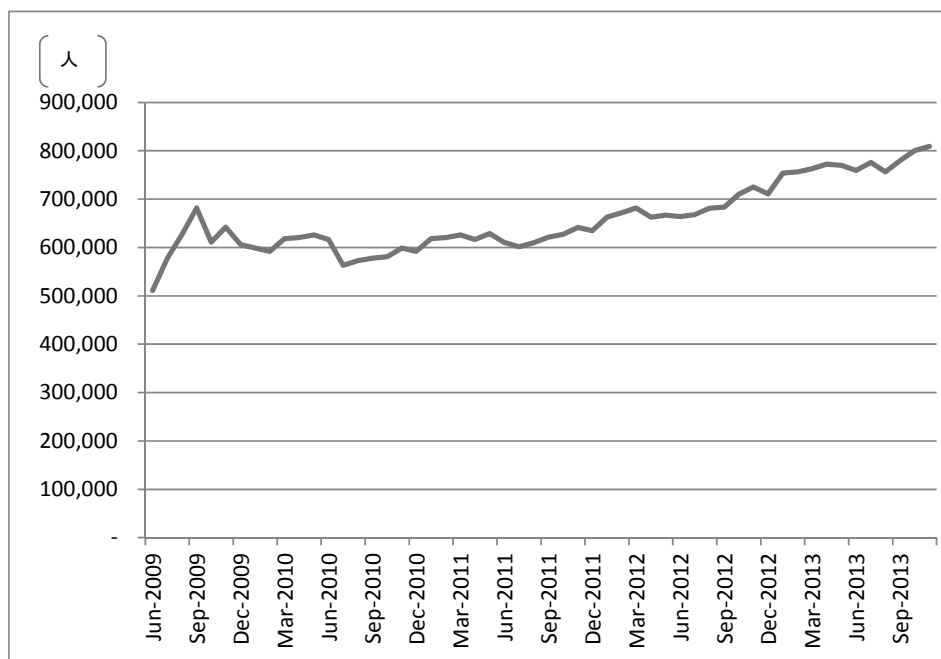
<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/N19775.xhtml>

受給者の社会参入（主に就業）を促す社会参入最低所得手当（RMI : Revenu minimum d'insertion）があった。RSA は 2009 年 6 月 1 日以降、RMI を中心とした社会扶助制度を改編⁶⁵して設置された制度である。RMI の制度では、世帯収入が増加するにつれて RMI 支給額が減額されたが、RSA ではその減額率を下げるようになった。また、RMI より支給対象が広げられ低所得就業者の支援が拡大された。

2. RSA 受給者数

カテゴリ-A の求職者で RSA を受給する者は直近の数値で 65 万 8300 人(2013 年 11 月)である。制度発足の 2009 年 6 月からの推移は、図表 2-16 に示したとおりであり、増加傾向が見られる。

図表 2-16 RSA 受給者の推移 (2009 年 6 月～2013 年 11 月)



出所：雇用局発表資料より作成

3. RSA の最近の動向（制度上の課題）

政府は、RSA の制度の課題を認識し、改正を準備する方針を示している⁶⁶。

サルコジ前政権が生活保護手当制度を改革し、RSA を導入してから 2013 年 6 月時点で 4 年が経過した。RSA は、生活保護を受ける者の就労意欲を高めると共に、ワーキングプア対

⁶⁵ RMI 以外に、同じく連帯制度の「単親手当 (API : Allocation de parent isole)」と「雇用特別手当 (PPE : Prime pour l'emploi)」に替わり新たに導入された制度である。

⁶⁶ 下記の政府公共サービスサイト及び Le Monde 紙 2013 年 6 月 20 日付参照。

<http://www.vie-publique.fr/actualite/alaune/remplacer-rsa-activite-prime-pour-emploi-par-unique-prestation.html>

策を進めることを目的として導入された。だが、政府の調査⁶⁷によると RSA の受給資格がある者の 68% は申請を行っていないことがわかった。また、支給額に誤りが極めて多いといった問題点が明らかになった。

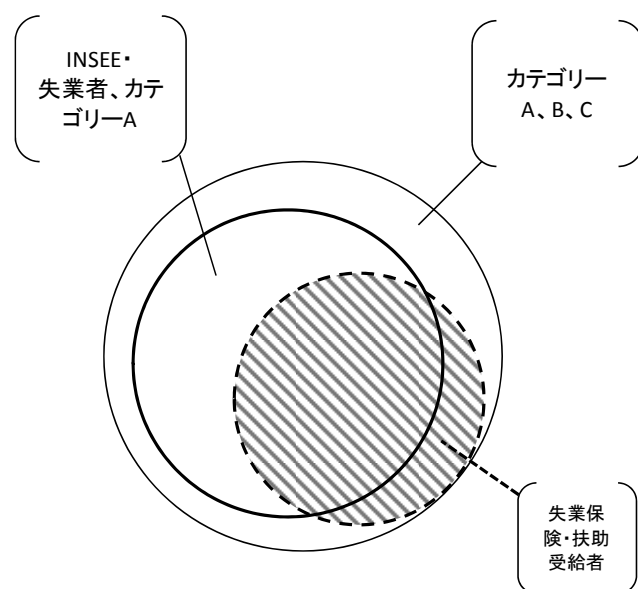
誤りが多いのは制度の複雑さが原因とされている。受給申請のためには 6 ページに上る質問に答えなければならず、間違いが発生しやすい状況が生じているとともに、申請を断念する有資格者もいるとされている。このような制度上の欠陥が、RSA の受給申請が伸び悩んでいることの一因とも見られている。

第 5 節 受給者比率

1. 失業保険・失業扶助・生活保護手当の受給者比率

フランスの失業保険・失業扶助手当の受給者数は、雇用局に登録された求職者カテゴリー A、B、C の受給者数として公表されている。正確な受給者比率を算出するためには、分母を「求職者カテゴリー A、B、C」として、分子には各手当の受給者数を用いて算出する必要がある。つまり、狭義の意味の失業者＝求職者カテゴリー A に限定した受給者数は、調査結果が得られていないため、求職者カテゴリー A や INSEE 発表の失業者数を分母にして算出すると誤った数値になってしまうことに留意する必要がある。図表 2-17 に示したようにカテゴリー A を失業者として定義すると、カテゴリー B、C の求職者の中に失業保険を受給している者がいるため、正確な受給者比率が算出されない問題点が想定される⁶⁸。

図表 2-17 受給者比率算出過程での概念図



⁶⁷ 政府が国民会議クリストフ・シルグ第二副議長（社会党）に作成を依頼した報告書。

⁶⁸ 国際労働機関（ILO）は定期的に世界各国の失業保険等の受給者比率を公表している。その数値のうち、今回の調査で ILO（2009）及び 2012 年 11 月のプレスリリースで公表された数値等を詳しく検討してみた結果、失業者の定義と受給者の定義の間に整合性が取れていないデータが含まれているなど留意が必要と思われる点が確認できている。

この他にも想定される定義上の留意点として、第2節 2. で触れたように各種給付の改廃が数年毎に行われることによって、受給者の位置づけが改正の度に变化する。それに伴う問題が挙げられるのが、多種多様な給付が制度改正の過渡期には並存することになり、それぞれの給付において同一の受給者がダブルカウントされることがないとも言い切れない。また、カテゴリーDの求職者（職業訓練中）は、失業保険や失業扶助の給付の延長として訓練給付を受給するため、年度中に失業給付から訓練給付に切り替わることや、年度中に失業保険給付を満了して引き続き同じ年度内に失業扶助等を受給する場合に、重複して算入されている可能性も否定できない。

2. 保険制度のみの受給者割合

第5節 1. で述べた条件を踏まえて、フランスの失業保険受給者比率を算出すると図表2-18のようになる。フランスには連帯制度（失業扶助制度）があるため、2013年の数値として53%から60%程度の失業者が失業保険等（保険及び扶助制度）を受給できていることになる。2013年中の最低値は53.34%（2013年7月）、最高値は60.28%（2013年1月）である（図表2-18、中の段参照）。

仮に日本と制度の枠組みを同じ条件にして保険制度のみの受給者を対象として比較すれば、割合は次のようになる。2013年中の最低値は43.48%（2013年7月）、最高値は50.50%（2013年1月）である（図表2-18、左の段参照）。

図表2-18 失業保険等受給者比率

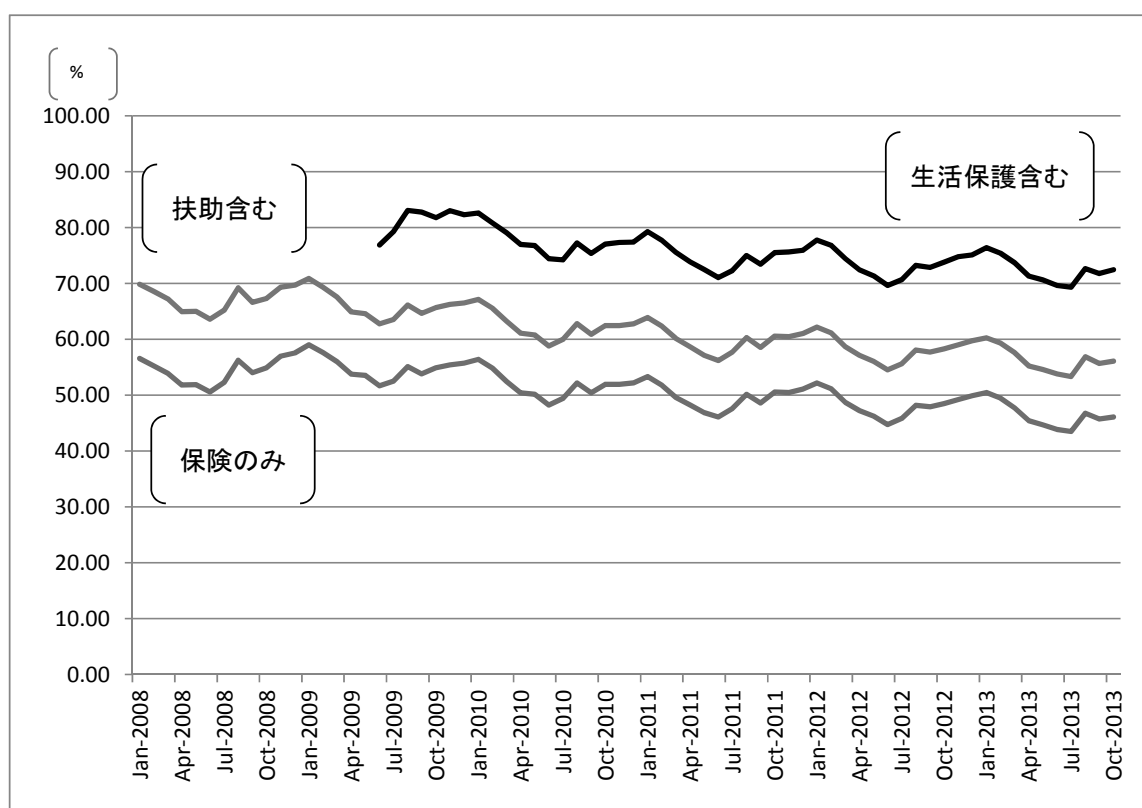
	受給者割合		
	失業保険のみ	連帯手当含む	RSA 含む
2013年1月	50.50	60.28	76.39
2013年2月	49.47	59.34	75.42
2013年3月	47.69	57.62	73.72
2013年4月	45.41	55.23	71.32
2013年5月	44.67	54.56	70.62
2013年6月	43.88	53.82	69.64
2013年7月	43.48	53.34	69.33
2013年8月	46.77	56.89	72.68
2013年9月	45.74	55.67	71.77
2013年10月	46.10	56.08	72.47

出所：雇用局発表資料より作成

ちなみにフランスでは求職活動を義務付けた上で RSA＝生活保護手当を受給している失業者がおり、広義の失業保険等という観点では生活保護制度を含んだ受給者割合をみる必要がある。2013 年中の最低値は 69.33%（2013 年 7 月）、最高値は 76.39%（2013 年 1 月）である（図表 2-18、右の段参照）。

2008 年 1 月以降の失業保険・失業扶助・生活保護（RSA は 2009 年 6 月より）の受給者割合の推移については、図表 2-19 に示したとおりである。近似曲線を付してみるとわかるが、受給者割合はいずれも低下傾向にある。

図表 2-19 失業保険・失業扶助・生活保護手当の受給者比率の推移



出所：雇用局発表資料より作成

【参考資料】

大久保良香（1989）「第 8 章 失業保険と雇用政策」『フランスの社会保障』東大出版会

岡伸一（2004）『失業保険制度の国際比較』学文社

都留民子（2000）『フランスの貧困と社会保護』法律文化社

中上光夫（2003）「2000 年フランス失業保険改革と paritarisme」『国際地域学研究』第 6 号、2003 年 3 月

(<http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou-rdvol6/rd-v6-171.pdf>)

中上光夫 (2004) 「フランス失業保険の組織機構」『国際地域学研究』第7号、2004年3月
(<http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou/rdvol7/rd-v7-57.pdf>)

中上光夫 (2005) 「フランスの失業給付」『国際地域学研究』第8号、2005年3月
(<http://rdarc.rds.toyo.ac.jp/webdav/frds/public/kiyou/rdvol8/rd-v8-71.pdf>)

林雅彦・高津洋平 (2003) 「フランスの失業保険制度と職業訓練政策」労働政策研究・研修
機構 (http://www.jil.go.jp/foreign/kunibetsu/france/jil_france4.pdf)

松村文人 (2007) 「フランスの失業保険と雇用政策」『海外社会保障研究』国立社会保障・人
口問題研究所 編、161号、pp. 61～78
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624307.pdf>)

矢野昌浩 (2008) 「フランスにおける労働市場政策と法. —— 失業保険制度を中心として」
琉大法学 (80) : 230-102
(<http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp:8080/bitstream/123456789/8595/1/No.80p230.pdf>)

労働政策研究・研修機構 (2010) 『ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調
査』JILPT 資料シリーズ No.70 (平成22年5月17日)

労働政策研究・研修機構 (2007) 『ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障』労働政
策研究報告書 No.84 平成19年4月27日
(http://www.jil.go.jp/institute/reports/2007/documents/084_02.pdf)

International Labour Organization, 2009, *The Financial and Economic Crisis: A Decent
Work Response*, ILO, International Institute for Labour Studies

OCDE. Organisation de coopération et de développement économiques, 2014,
Vieillesse et politiques de l'emploi : France 2014 Mieux travailler avec l'âge,
Éditions OCDE

(http://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/vieillesse-et-politiques-de-l-emploi-france-2014_9789264206847-fr)